（令第八条第二項に規定する内閣府令で定める額の算定）

第六条　令第八条第二項の規定により算定する額は、法第十二条第三項の事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該事業につき法別表に掲げる割合を当該事業に要する経費に対する通常の国の負担若しくは補助の割合又はこれに相当するもので除して得た数を乗じて算定するものとする。

別記様式第１（第２条第１項関係）

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画届出書

年　月　日

殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を作成／変更したので、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第６条第６項の規定により届け出ます。

施設又は事業の名称	（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第３条第　　号該当）			
施設の場合にあっては当該施設の所在地				
施設又は事業の概要				
連絡先	住所			
	担当の名称		電話番号	

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

［条を加える。］

別記様式第１（第２条第１項関係）

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画届出書

年　月　日

殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を作成／変更したので、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第７条第６項の規定により届け出ます。

施設又は事業の名称	（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第３条第　　号該当）			
施設の場合にあっては当該施設の所在地				
施設又は事業の概要				
連絡先	住所			
	担当の名称		電話番号	

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。